

週休 2 日制確保モデル工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>1～2 略</p> <p>3 対象工事</p> <p>原則として全ての工事をモデル工事の対象とし、設計金額（税込み）が原則 1.5 億円以上の工事は、発注者指定型とすることができる。</p> <p>ただし、次の<u>3</u>つの条件全てを満たす工事。</p> <p>《対象となる工事》</p> <p>(1) 設計時に 4 週 8 休を考慮して工期の設定をしている工事 <u>(削除)</u></p> <p>(2) 緊急・小規模工事及び市内一円以外の工事</p> <p>(3) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がない工事</p>	<p>1～2 略</p> <p>3 対象工事</p> <p>原則として全ての工事をモデル工事の対象とし、設計金額（税込み）が原則 1.5 億円以上の工事は、発注者指定型とすることができる。</p> <p>ただし、次の<u>4</u>つの条件全てを満たす工事。</p> <p>《対象となる工事》</p> <p>(1) 設計時に 4 週 8 休を考慮して工期の設定をしている工事</p> <p>(2) 原則として、対象期間が 1 カ月（30 日）以上の工事</p> <p>(3) 緊急・小規模工事及び市内一円以外の工事</p> <p>(4) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がない工事</p>
<p>4～7 略</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に公告するモデル工事に適用する。</p> <p>なお、令和 2 年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に公告するモデル工事に適用する。</p> <p>ただし、土木工事標準積算基準書（令和 2 年 8 月 1 日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、従前の「週休 2 日制確保モデル工事実施要領（土木工事）」によるため、市場単価は経費補正の対象としない。</p> <p>附則</p> <p><u>この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に公告するモデル工事に適用する。</u></p>	<p>4～7 略</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に公告するモデル工事に適用する。</p> <p>なお、令和 2 年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に公告するモデル工事に適用する。</p> <p>ただし、土木工事標準積算基準書（令和 2 年 8 月 1 日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、従前の「週休 2 日制確保モデル工事実施要領（土木工事）」によるため、市場単価は経費補正の対象としない。</p> <p>(新設)</p>
週休 2 日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）略	別添
週休 2 日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）略	別添